

【情報通信審議会情報通信技術分科会（第 83 回）資料より】

「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「VHF 帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件」について

1 審議開始の背景

航空無線通信は、航空機の安全運航を確保するために必要不可欠な通信手段として有効に活用されているところである。

このうち、VHF 帯航空無線電話は、117.975MHz から 137MHz までの周波数を用いて、航空機と地上の間、及び航空機相互間とを結ぶ重要な通信手段として使用されているが、現在、我が国においては、チャンネル間隔が「25kHz」の割当てのシステムに使用が限定されている。

一方、近年、我が国上空を飛行する航空機のトラフィックが増加してきていることに伴い、航空無線電話による通信の需要も増加しており、周波数が逼迫してきているところである。

このため、国際民間航空条約第 10 付属書等に規定されているチャンネル間隔を「8.33kHz」に狭帯域化したシステムを導入し、更なる多チャンネル化を図ることが求められている。

このような状況を受け、航空無線電話システムの無線設備の技術的条件について、審議を行うものである。

2 審議内容

「航空無線通信の技術的諸問題について」のうち「VHF 帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件」（別紙参照）

3 審議体制

「航空・海上無線通信委員会（主査：三木 哲也 電気通信大学学長特別補佐）」において審議を行う。

4 答申を予定する時期

平成 24 年 3 月頃

5 答申が得られたときの行政上の措置

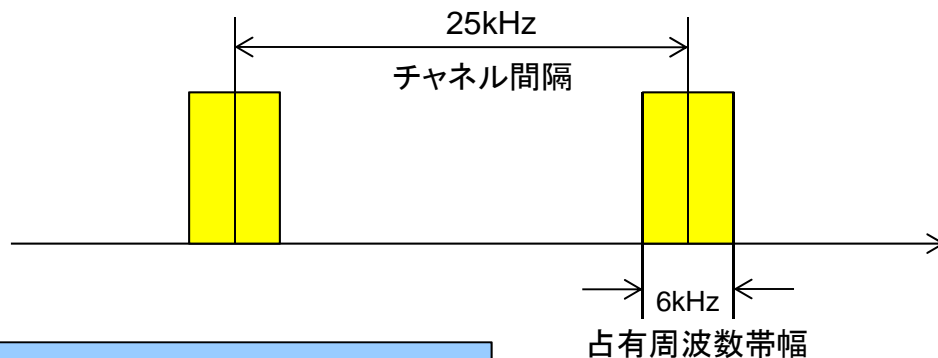
関係省令等の改正に資する。

# VHF帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件について

我が国におけるVHF帯航空無線電話(117.975~137MHz(空地データリンクシステムを除く。))は、現在、チャンネル間隔が「25kHz」の割当てに限られているが、周波数の逼迫状況を踏まえ、国際民間航空条約第10付属書等の国際的基準において規定済みの「8.33kHz」間隔にナロー化したシステムを導入可能とするよう、技術的条件について審議する。

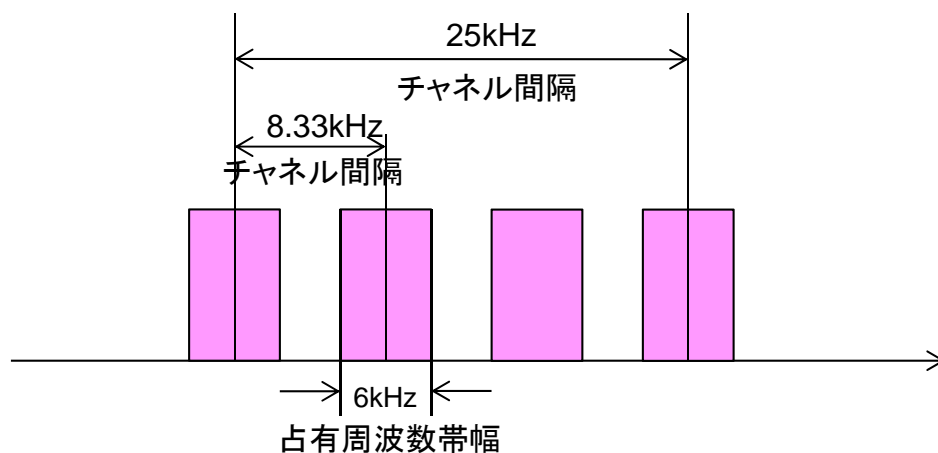
## 現行(25kHz間隔)

チャンネル間隔が「25kHz」



## ナロー化後(8.33kHz間隔)

チャンネル間隔を「8.33kHz」にナロー化



近年の需要増加により  
割当て周波数が逼迫

25kHz間隔システムの  
最大3倍の割当てが可能

※ チャンネル間隔が狭くなった分、バンドパスフィルタを入れる等の対策が必要